

奥出雲町老人福祉計画

令和5年度～令和9年度



奥出雲町

令和5年3月

「奥出雲町老人福祉計画」の策定にあたって

少子高齢化・人口減少社会は日本全体の経済や社会の存続の危機に直結した課題となっています。私たちのまち奥出雲町においても、極端なスピードで、少子高齢化、人口減少が同時に進んでおり、残念ながらその歯止めがかかっていない状況です。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、孤立化、閉じこもりも問題視されるようになってきました。そのうえ、近隣との付き合いに苦痛を感じる高齢者や地域を支える住民自体も減少、高齢化し、地域社会そのものの関係性も希薄化しつつある町内の各地域において、高齢者をいかに支えていくかが重要な課題となっています。

高齢者の皆様はじめ、町民の皆様が奥出雲町の暮らしが幸せだと実感していただくには、町民が要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の強化、充実が何よりも重要です。

そのためには、公的サービスの充実はもとより、奥出雲町内のそれぞれの地域の地域力を強化し、持続可能性を高めていかななくてはならず、福祉領域だけでなく、地域全体の課題を見つめ、人口減少に立ち向かい、地域そのものを元気にする奥出雲創生を進め、人と人が世代や分野を超えて丸ごとつながる「地域共生社会」を実現していかななくてはなりません。

このような背景から、本計画では「第2次奥出雲町総合計画」、「第2期奥出雲町まちひとしごと創生総合戦略（奥出雲町デジタル田園都市構想総合戦略）」の基本目標に基づいて、関係機関、団体、町民の皆様等との協働・連携により施策を推進してまいります。

終わりに、この計画策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました「奥出雲町老人福祉計画策定委員会」の委員の皆様やご協力をいただきましたすべての皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和5年3月

奥出雲町長 糸原 保

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 策定の背景	1
2. 趣旨	1
3. 計画の性格、法令等の根拠	2
4. 他の計画との整合性	2
5. 計画期間	2
6. 計画の策定体制	2

第2章 高齢者の現状

1. 高齢者人口	3
2. 高齢者の生活の現状	5

第3章 基本理念と基本方針

1. 基本理念	10
2. 基本方針	10

第4章 基本施策の推進

1. 高齢者生活支援サービスの充実	11
2. 高齢者の住居の確保	21
3. 高齢者の社会参加への支援	22

第5章 計画の推進について

1. 情報提供	25
2. 連携体制の強化	25
3. 計画策定後の評価、点検体制	26

資料編

奥出雲町老人福祉計画策定委員会委員名簿	29
奥出雲町老人福祉計画策定委員会設置要綱	30

第1章 計画策定にあたって

1 策定の背景

本町では、65歳以上の人口が令和4年12月末現在5,235人（住民基本台帳）で、総人口に占める割合は45.01%となっており、町民のほぼ半数が高齢者という状況です。さらに、75歳以上の高齢者は3,010人で、同じく総人口に占める割合は25.88%と町民の4人に1人は75歳以上となり、継続して地域で高齢者を支える仕組みづくりが求められています。

こうした状況のもと、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、それぞれが有する能力に応じ、自立した日常生活を送るためには、医療、介護、予防、生活支援、住まい、生きがい対策が一体となった支援が必要であり、さらには公的なサービスだけでなく、地域の助け合いなどインフォーマルサービス^{*1}も重要になってきました。そして、様々なサービスが切れ目なく包括的に確保される体制づくりとして、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが引き続き喫緊の課題となっております。

また全国的には、令和7年に団塊の世代が75歳以上となり、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上となります。今後は、単に高齢者を「支えられる側」と一面的に捉えるのではなく、元気な高齢者の社会参加等を進め、住民一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを行うことが重要となります。

本計画は、これまでの老人福祉施策の評価を踏まえ、「雲南地域第8期介護保険事業計画」との整合性を図りながら、地域包括ケアの視点を重視し、地域ぐるみで高齢者の生活を支える環境づくりへの取り組みの方策及び目標を定めるものです。

2 趣 旨

本計画は高齢者が自立した生活を維持し、住み慣れた地域で安心して生活でき、生きがいをもって生き生きと暮らせる町をめざして策定するものです。

^{*1} インフォーマルサービス・・・行政が直接または間接的に提供するサービスでは充足されない、「隠れた」ニーズに対応するサービス。例えば、近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動のこと。

3 計画の性格、法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく法定計画であり、本町の老人福祉施策を総合的に推進するための計画です。

また、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成することとされています。

4 他の計画との整合性

本計画は、「雲南地域第8期介護保険事業計画」、「第2次奥出雲町総合計画」、「第2期奥出雲町まちひとしごと創生総合戦略（奥出雲町デジタル田園都市構想総合戦略）」、「奥出雲町地域福祉計画」との整合性を図って策定するものです。

5 計画期間

本計画は令和5年度から令和9年度の5年間を計画期間とします。

6 計画の策定体制

計画については、自治会、地域福祉活動実践者、その他関係団体の代表者によって構成される「奥出雲町老人福祉計画策定委員会」を設置し、各方面からの意見をいただき審議しました。

また、町ホームページや窓口での閲覧により、計画案に対する町民の意見や提言を収集し、計画づくりに反映しました。



第2章 高齢者の現状

1 高齢者人口

(1) 高齢者人口の推移

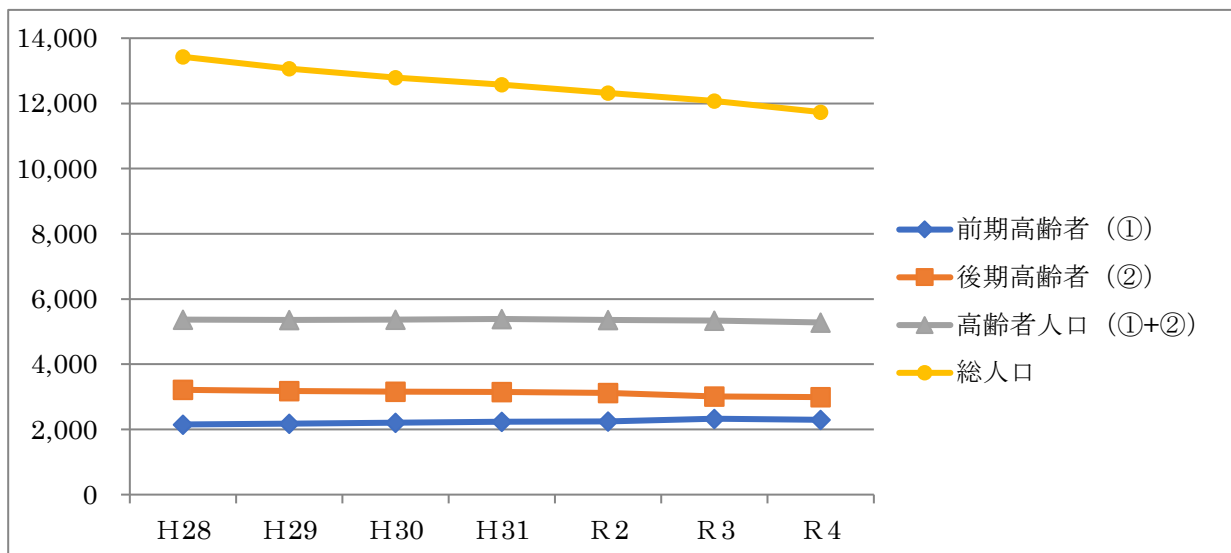
本町の人口は減少を続けており、平成28年から令和4年の7年間で約1,700人の減少となりました。毎年約250人の減少となっています。

また、総人口に占める65才以上の人口割合（高齢化率^{※1}）は、令和4年3月31日時点で45.0%と高齢化率の高い島根県の中でも高い割合となっています。

総人口が毎年250人平均で減少しているのに対し、高齢者人口の変動が低く維持しているため高齢化率は年々上昇しています。

高齢者人口の推移

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
総人口	13,429	13,066	12,787	12,574	12,324	12,078	11,733
前期高齢者 ^{※2} (①)	2,152	2,177	2,204	2,238	2,243	2,328	2,290
後期高齢者 ^{※3} (②)	3,214	3,181	3,162	3,150	3,118	3,013	2,991
高齢者人口(①+②)	5,366	5,358	5,366	5,388	5,361	5,341	5,281
高齢化率	39.9%	41.0%	41.9%	42.8%	43.5%	44.2%	45.0%



(奥出雲町住民基本台帳 各年3月31日時点での実績値)

※1 高齢化率 …… 総人口に占める65歳以上の人口の割合

※2 前期高齢者 …… 65歳以上75歳未満の高齢者

※3 後期高齢者 …… 75歳以上の高齢者

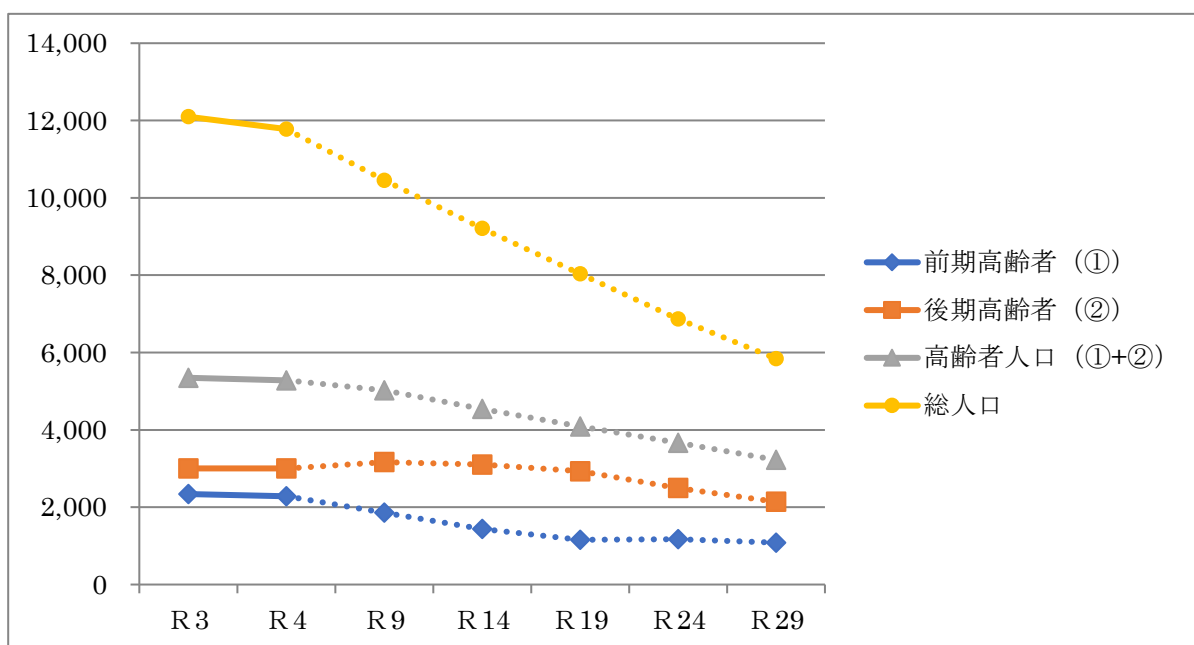
(2) 高齢者人口の予測

総人口・高齢化率の推計は、令和9年以降は5年間（平成29年から令和4年）の増減率をもとに推計を行っています。前期高齢者は令和3年までは増加傾向にありましたが、令和4年以降は減少傾向に転じることが推測されます。後期高齢者は令和14年までは3,000人前後で推移しますが、その後は減少傾向になることが推測されます。高齢者人口全体は令和4年以降減少していくことが推測されます。

高齢者人口は緩やかに減少していくものの、総人口の減少はそれより大きいため、高齢化率は年々上昇を続け、令和9年には48%を、令和14年には49%を超える見込みとなっています。

高齢者人口の推計(～R29)

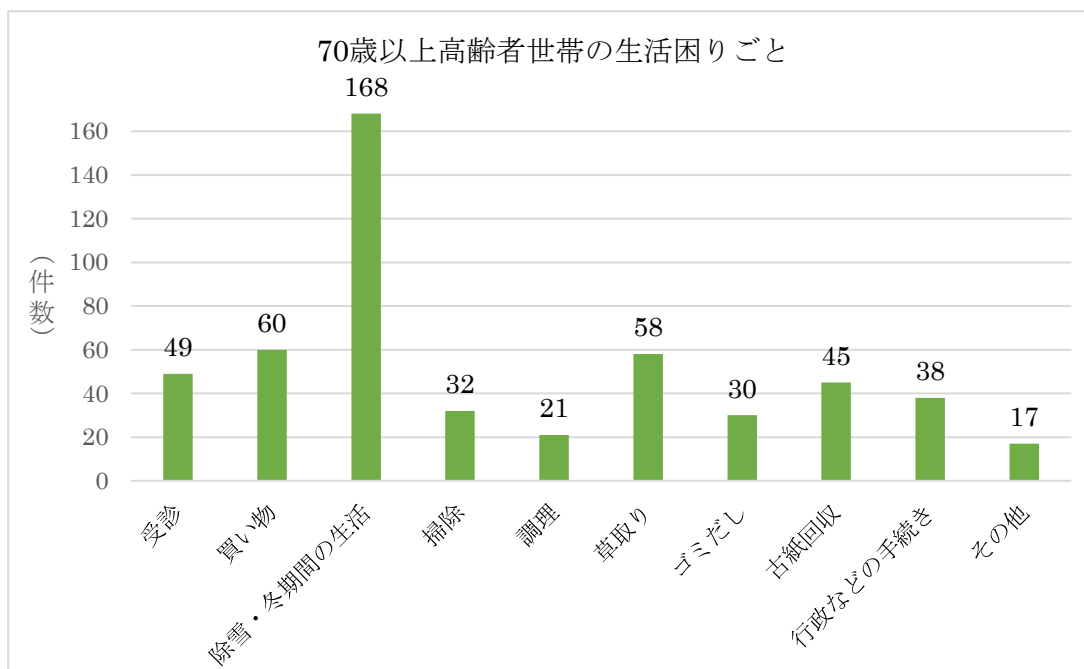
	R3	R4	R9	R14	R19	R24	R29
総人口	12,098	11,778	10,458	9,210	8,035	6,868	5,844
前期高齢者(①)	2,340	2,284	1,858	1,436	1,157	1,172	1,084
後期高齢者(②)	3,007	2,999	3,165	3,104	2,932	2,494	2,139
高齢者人口(①+②)	5,347	5,283	5,023	4,540	4,089	3,666	3,223
高齢化率	44.1%	44.8%	48.0%	49.2%	50.8%	53.3%	55.1%



(しまねの郷づくり応援サイト (R4年度) をもとに作成)

2 高齢者の生活の現状

(1) 日常生活での困りごと



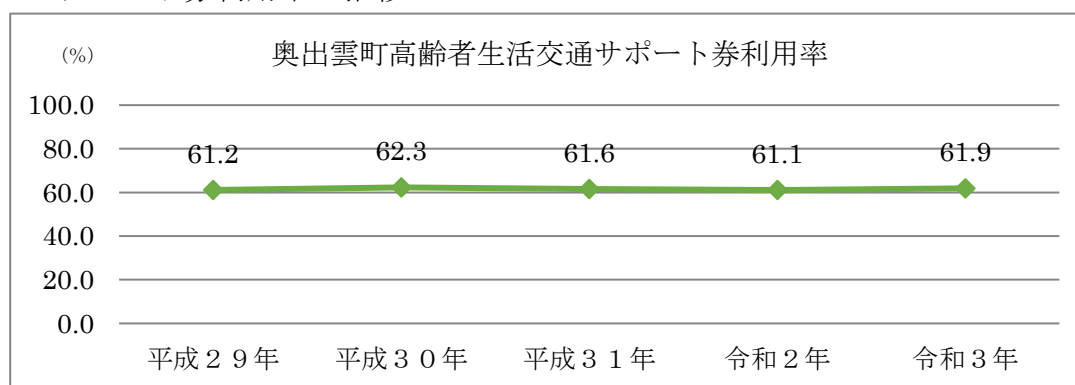
(令和4年度民生委員調査)

70歳以上の高齢者世帯の調査では、「除雪・冬期間の生活」に関する困りごとが最も多くなっています。各地区別の集計においても、最も多くなっており、除雪等に対して高齢者が負担を感じていることが顕著となりました。

(2) 交通

1) 高齢者生活交通サポート事業

- ・サポート券利用率の推移



奥出雲町高齢者生活交通サポート事業の交通サポート券利用率は過去5年間では約6割近くが利用されています。平成28年度から実施している運転免許証自主返納者へサポート券を交付する制度については、令和4年度から交付年数を3年間から5年間に制度を拡大しました。高齢者の状況を把握し、高齢者が利用しやすい制度となるよう検討します。

(3) 見守り

1) 高齢者の安心・安全生活サポート事業^{※1}

・テレビ電話設置状況

(台)

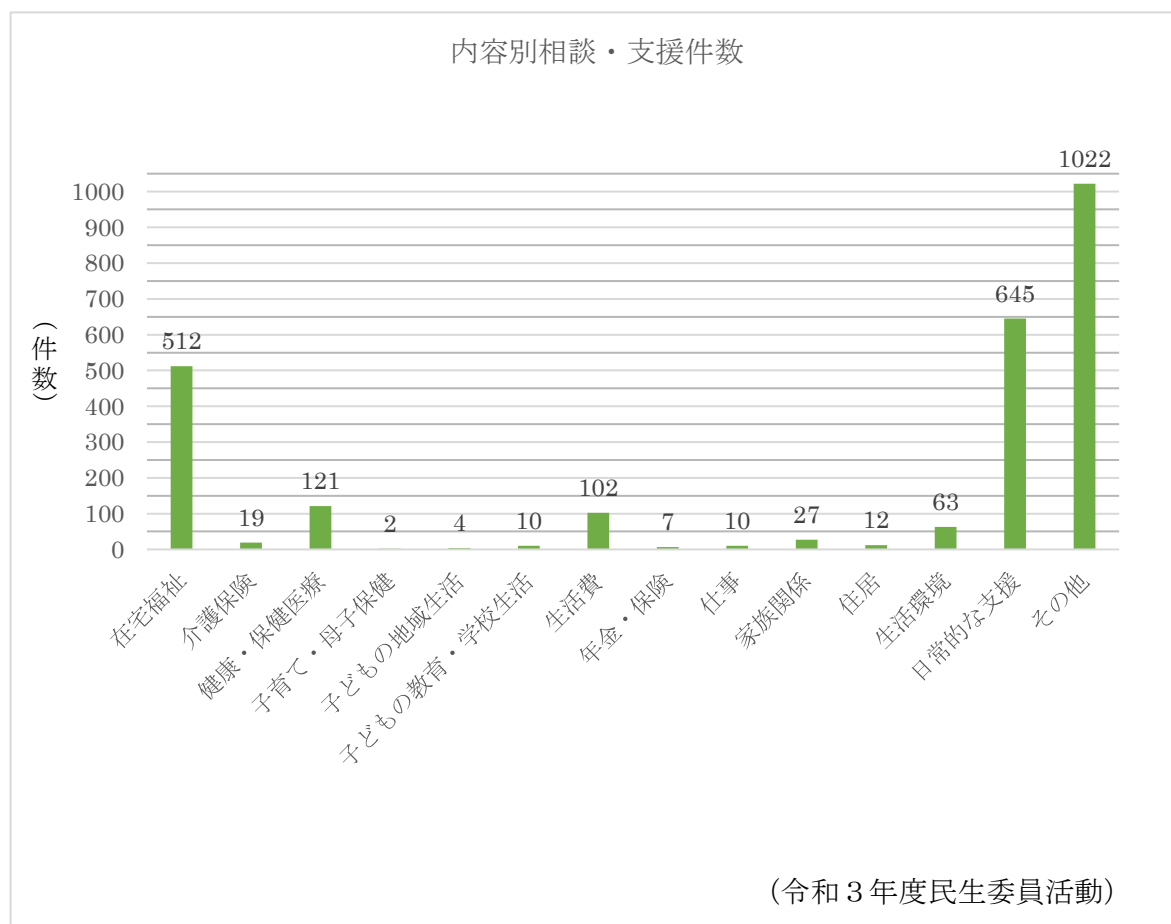
地 区	布勢	三成	亀嵩	阿井	三沢	鳥上	横田	八川	馬木	合計
設置台数	15	36	40	31	16	13	33	13	16	213

(令和4年12月1日現在)

奥出雲町内でのテレビ電話の設置台数は令和4年12月1日現在で合計213台となっています。ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等へコールセンターのオペレーターが定期的に安否確認を行い、必要な時は関係機関へ繋ぐようになっています。

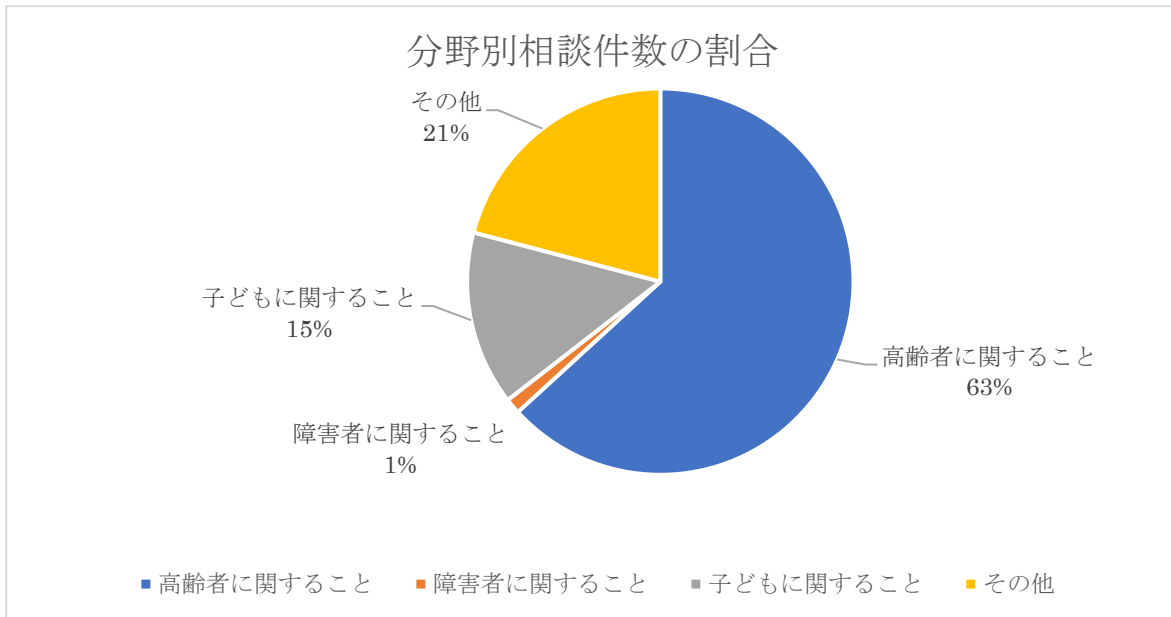
2) 民生委員の支援

・相談、支援の状況



※1 高齢者安心・安全生活サポート事業

- ・・・地域ICT利活用モデル構築事業で総務省の事業委託を受け実施した事業。コールセンターを開設し、テレビ電話システムを利用し、高齢者の見守りや安否確認、生活支援を行う。



(令和3年度)

民生委員の支援対象は半数以上が高齢者であり、相談内容別では「在宅福祉」が最も多く、次いで「日常的な支援」が多くなっています。地域包括支援センターやコールセンター等と連携を図りながら活動を行っています。

3) 緊急通報装置の地区別設置状況

(台)

地 区	布勢	三成	亀嵩	阿井	三沢	鳥上	横田	八川	馬木	合計
設置台数	8	11	2	21	7	4	40	3	5	101

(令和4年12月1日現在)

奥出雲町内での緊急通報装置の設置台数は、令和4年12月1日現在で合計101台であり、ひとり暮らしの高齢者等に緊急事態が発生した際、警備会社より即時に駆けつけることのできる体制となっています。必要な高齢者への設置勧奨が必要です。

(4) 通 院

外出支援サービス^{※2}の利用登録者数は、令和3年度は55名で、実利用者数は21名でした。また、延べ利用回数は173回であり、医療機関への通院、買い物、行政手続き等に利用されています。

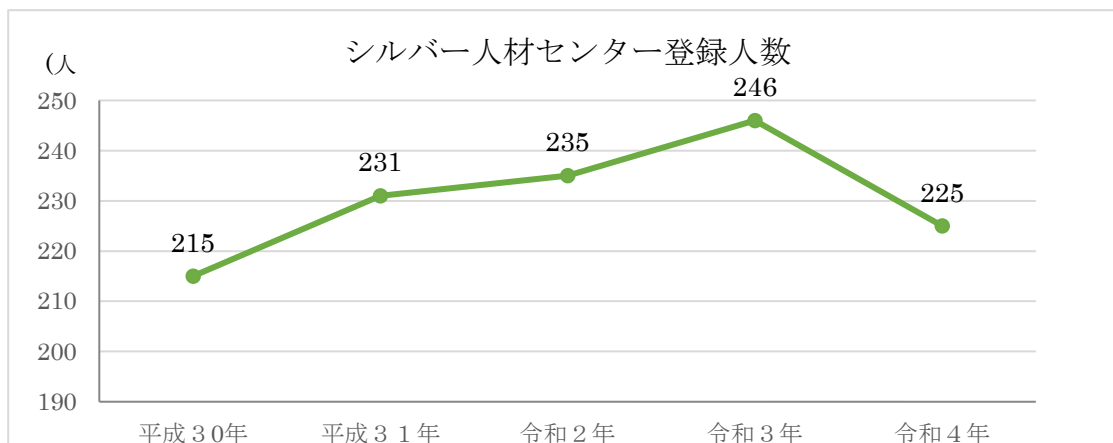
(延べ利用回数は片道を1回と数えています。)

※2 外出支援サービス

・・・身体障害者手帳1・2級の障がい者または介護保険法で要介護4、5等に認定された高齢者等に対し通院、入退院、入退所等に福祉車両や福祉タクシーを利用する際、経済的負担の軽減を目的とした助成制度。

(5) 高齢者の社会参加

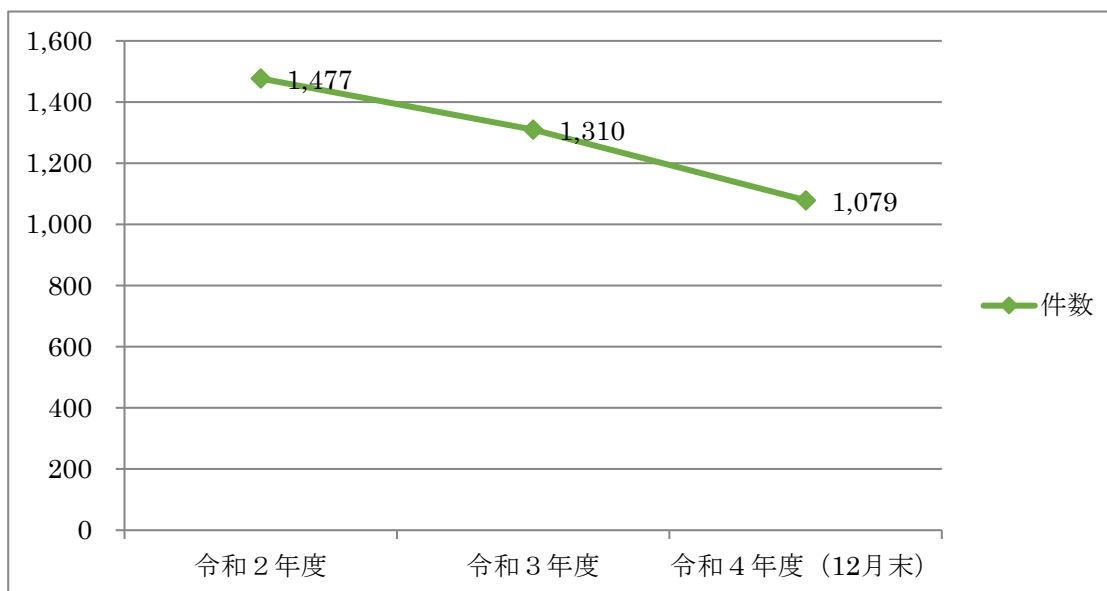
1) シルバー人材センター会員登録者数の推移



(各年3月31日現在)

シルバー人材センターでは60歳以上の健康で働く意欲のある方が会員として登録されています。登録者数は令和3年度までは増加していましたが、令和4年度は減少となっています。減少の要因として、定年退職後の再雇用や定年延長による一般就労の増加、高齢となったこと等による退会などが考えられます。

2) シルバー人材センター利用件数

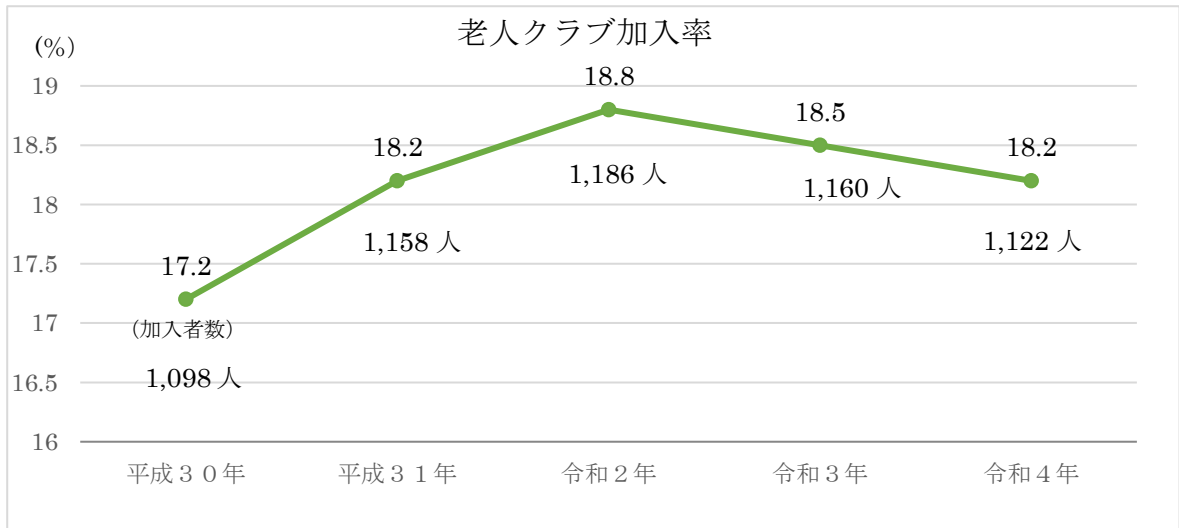


(令和4年以外は3月31日現在)

シルバー人材センターの利用件数は、令和2年は1,477件ありましたが令和3年は1,310件と減少しています。これは新型コロナウイルス感染予防のため活動が制限されたこと、剪定作業等技能が必要な作業のできる会員が減少し依頼件数が減少したこと、また、スズメバチ駆除作業が減少したためです。作業内容は草刈り・草取り等の除草作業、剪定作業、施設管理、

掃除が多くなっています。今後は高齢化に伴い、利用件数の増加が予測されます。

3) 老人クラブ加入率の推移



(各年3月31日現在)

老人クラブの会員数はここ5年間では令和2年をピークに減少しています。新規加入数より、身体状態や死亡等の事由で脱退する数が多いためと思われます。地域社会を支える担い手として、新規会員の加入を促す取り組みが必要です。



第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯は、生活力の低下が推測されます。そのため公的サービスだけでなく、インフォーマルサービスも含め、地域住民、行政、関係機関が連携して高齢者の生活を支える環境づくり、仕組みづくりが重要となってきました。

また、新たな福祉ビジョンを実行するものとして、子ども・高齢者・生活困窮・障がい者などすべての人々が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる社会として「地域共生社会」の実現が求められています。

それぞれが役割を担いながら、高齢者を支え合う社会の実現を図るため、「地域包括ケアシステム」の構築や「地域共生社会」の実現を目指す中で、本計画では第2期計画の基本理念を継承し、「**高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けることができるよう、地域で支え合うまち**」を基本理念とします。

2 基本方針

基本理念の「高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けることができるよう、地域で支え合うまち」を実現させるため、3つの基本方針を定めて施策を推進していきます。

【基本方針1】 高齢者の生活支援サービスの充実

生活支援サービスの体制整備への取り組みや協議体によるサービス提供等についての情報共有、連携・協働の推進に取り組みます。

また、地域や関係機関・関係団体、行政がそれぞれの役割を分担し、高齢者同士でもお互いに支える仕組みづくり、環境整備に努めます。

【基本方針2】 高齢者の住居の確保

高齢者の住まいについて、地域で安全で安心した生活を送るため、相談体制の充実を図るとともに、住宅の改修や集合住宅の整備など、高齢者の多様なニーズに対応した住まいの整備に向けて検討を進めます。

【基本方針3】 高齢者の社会参加への支援

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心安全に生活するための支え合いの活動や、元気な高齢者が福祉を支える側として参加できるような老人クラブ、シルバー人材センター等の活動を引き続き支援します。

第4章 基本施策の推進

1 高齢者生活支援サービスの充実

(1) 高齢者生活支援の現状と今後の取り組み

奥出雲町の高齢化率は45%を超え、高齢化や核家族化の進行に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加しています。

中山間地域である本町は住居が点在しており、公共交通機関だけでは買い物や医療機関への受診等のための外出手段の確保が困難な状況にあります。さらに冬期間は積雪量も多く、高齢者にとっては一層生活のしづらい環境となっています。高齢化と人口減少が著しい地方にとって、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける仕組みづくりは、重要な課題となっています。

また、近年全国的な異常気象による自然災害が多発しており、本町においても台風や大雨、冬期間の大雪等による自然災害が発生していることから、避難行動要支援者である高齢者の把握と支援体制の整備も必要となっています。

さらに、近年の新型コロナウイルス感染症の流行や価格高騰等の理由により、生活困窮となった高齢者世帯も多く、関係機関が連携して支援をする体制づくりが必要です。

このような状況の中、公的なサービスだけで多様なニーズがある高齢者の生活を支えていくことは困難であることから、高齢者自身や家族の努力とともに、地域の見守りなど地域住民が主体的に、互いに支え合い、助け合うことが重要です。

地域や関係機関・関係団体、行政それぞれが役割を担いながら、互いに助け合い、支えながら、生きがいを感じ「幸せ」に暮らしていくため、小さな拠点づくりと一体となった「地域包括ケアシステム」の構築や「地域共生社会」の実現を目指していきます。

1) 家事

① 現状と課題

- 地域によっては一部の助け合いの仕組みが構築されています。現在は小さな拠点づくりの活動でも家事支援が行われている地域があります。
- 感染症の流行により、人と人が接触する機会が減っています。
- シルバー人材センターでは、掃除の支援を行っていますが、感染症防止の観点から家屋内での支援は控えている状況です。
- 民間の団体で、掃除や家事などのサービスを有料で提供している団体が複数あります。
- 有料で家事応援や介助応援のサービスを実施している町外の事業所があり、町内全域でサービスが利用できます。

② 今後の取り組み

区分	役割
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながりの基盤構築 ・地域住民全員を巻き込み活躍できる体制づくり ・お互いができることを担い、支え合う相互扶助の精神を持つ
関係団体・機関	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域ネットワーク事業^{※1}の充実 ・シルバー人材センターの会員確保 ・高齢者の生活支援サービスについて住民へ広報・啓発活動
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター活動の支援 ・テレビ電話からのニーズの把握、関係機関との連携 ・各自治会で行われている「助け合い支援」の周知 ・民間で実施している家事支援サービスの周知と利用推進

2) 見守り

① 現状と課題

- 民生委員による日常的な見守りやコールセンターによる高齢者世帯の定期的な見守りが行われています。
- 民生委員、福祉委員が連携し「見守り」活動を行っている自治会もあります。それぞれの自治会で民生委員、福祉委員の連携をどのようにしていくか検討する必要があります。
- 地域での見守りを基本とし、隣人間相互に助け合う近助体制を推進していく必要があります。
- 高齢化により自治会から脱退する世帯が多くなっています。若者、女性、子ども、見守る側、見守られる側、全員が活躍できるよう自治会の在り方を検討していく必要があります。

② 今後の取り組み

区分	役割
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員や福祉委員の連携 ・隣近所の見守り体制の構築、継続、声かけ ・自治会の在り方の検討

※1 小地域ネットワーク事業

・・・小地域を基盤とし、関係機関や住民が協働して要配慮者の生活支援や見守りを行う。高齢者等が孤立することなく、安心して生活できるよう住民による支え合い、助け合い運動を展開し、地域福祉の啓発と福祉のまちづくりを目指すもの。

関係団体・機関	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局、警察、新聞配達業者、宅配業者・移動販売事業者等と連携した見守りの強化 ・民生委員、コールセンター、包括支援センターとの連携
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員活動の支援 ・独居高齢者等への緊急通報システムの整備強化 ・端末の更新を含めテレビ電話のあり方検討 ・関係機関との連携強化、各団体・機関の活動の見える化 ・各自治会で行われている「見守り活動」の周知

3) 買い物

① 現状と課題

- 町内では移動販売を行っている商店や商店と配達業者が協力した配送配達サービス業務によって買い物困難者への支援が図られています。
- 小さな拠点づくり事業において、地区ごとに検討が始まっています。
買い物と高齢者サロンに取り組む地域があり、買い物と交流・見守りを合わせた地域が見られます。
- 全体的に買い物、サロンに対する意識が高まってきています。
- 地区別商店数（食材を販売されている商店）は次のとおりです。

地 区	布勢	三成	亀嵩	阿井	三沢	鳥上	横田	八川	馬木	合計
商店	2	6	3	2	1	2	1 2	1	2	3 0
(内) 配達可能な商店	1	4	3	1	1	2	7	1	2	2 2

令和5年2月現在

②今後の取り組み

区分	役 割
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、専門家、行政と連携し、地域や自治会で買い物を支援する仕組み作りの構築 ・自治会と民生委員が協力し、地域で買い物困窮者の実態を調査、把握 ・地元の商店での消費の拡大
関係団体・機関	<ul style="list-style-type: none"> ・移動販売業務の維持、支援（商店、商工会） ・業者と連携した配送配達サービス業務の充実（商店、配達業者） ・身近な店舗の維持、確保（商工会） ・買い物サロン等の検討

行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動販売業務の維持、支援 ・ 業者と連携した配送配達サービス業務の支援 ・ 身近な店舗の維持、確保への支援
----	---

<参考> 令和5年2月に実施した実態調査の結果

◆ 各地区で利用できる買い物サービスの事業者数（所在する事業所ではない）

令和5年2月現在

サービスの内容	布勢	三成	亀嵩	阿井	三沢	鳥上	横田	八川	馬木
移動・出張販売	2	3	3	3	3	4	4	5	6
食材・日用品販売	5	6	6	5	5	4	5	2	4
弁当（1個から配達可）	2	3	1	1	2	1	2	1	1
弁当（店舗で受取）	町全体で8件								
配食サービス	町全体で2件								

※三成の件数には、高尾のみの場合も含まれます。

4) 交通

① 現状と課題

- 公共交通機関では JR・バスがありますが、路線が行き届かない地域や路線本数が少なく、公共交通が未発達な地域であると言えます。主な移動手段は自家用車ですが、高齢ドライバーの運転免許自主返納が増えている現状です。今後、移動手段に困る高齢者の増加が予測されます。
- 交通手段のない高齢者の中には、親せきや近所の住民の支援がある人もいますが、高齢化等により今後は困難となることが予想されます。
- 運転免許自主返納者に対し本町では、高齢者等生活交通サポート事業として、生活交通サポート券を発行しています。随時、事業検証を行い支援内容を検討しています。
- 小さな拠点づくり事業の活動で実態調査や輸送自動車の実証実験などが行われています。

② 今後の取り組み

区分	役割
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や自治会で交通に対応する仕組み作りの構築 ・ 自治会と民生委員が協力し、地域で移動に困っている方の実態を調査、把握
関係団体・機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通サポート事業への協力（タクシー業者、地域交通事業者）

行政	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者と連携し、安定した交通手段の確保、支援 ・コミュニティバスなどへの支援 ・高齢者等生活交通サポート事業の継続と充実 ・外出支援サービスの継続と充実 ・免許返納を考えている人に対する支援を検討
----	---

5) 通院

① 現状と課題

- 本町では、公共バスが病院を経由する路線となっておりますが、時間や本数が限られており、親族や知人の送迎やタクシーを利用して通院する高齢者は少なくありません。
- 近隣に在住の家族や知人で対応されている方が多いため、実態調査では困っている方の割合が少ないのが実状です。
- 小さな拠点づくりで、公共交通空白地帯に民間タクシー業者と地域の協力者が連携して地域輸送活動に取り組む地区があります。
- 町が実施している高齢者等生活交通サポート事業の生活交通サポート券やタクシー券を利用して通院されている方も多くおられます。
- 身体障害者手帳1・2級の障がい者、または介護保険法で要介護4、5に認定された高齢者等に対し、通院、入退院、入退所等に無料で福祉車両を利用したり、タクシー料金の一部助成を受たりできる町の「外出支援サービス事業」があります。

② 今後の取り組み

区分	役 割
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や自治会で通院の送迎等対応する仕組み作りの構築 ・自治会と民生委員が協力し、地域で通院に困っている方の実態を調査、把握 ・小さな拠点づくり組織との協力
関係団体・機関	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通及び民間タクシー業者と地域の協力者の連携
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターが状況を把握し、必要な支援の検討 ・外出支援サービス事業の継続、充実

6) 除雪

① 現状と課題

- 高齢者宅の玄関先程度の除雪作業は、近隣住民や民生委員、小さな拠点づくり組織等が実施されている地域もあり、高齢者の負担軽減に繋がっています。
- 近隣住民、自治会役員などで助け合い除雪を実施しているが、近年の大雪により、ショベルローダー等に対応せざるを得ない場合もあり、有料対応になる等の問題があります。
- 助け合い除雪では、自発的な協力者が活動する自治会もあり、自治会長と民生委員で協議対応する体制が進んでいますが、除雪支援未実施の自治会や自治会未加入者の除雪について抵抗が強い自治会もあります。
- 助け合い除雪について、自治会長や民生委員へは協力依頼を行い、広報やホームページで情報展開されています。
- 助け合い除雪を行う際、町に貸出し用の除雪機があり、無料で貸出しを行っています。(燃料費は負担となりますが、「助け合い除雪制度」で助成しています。)
- シルバー人材センターでは、依頼を受け有料で除雪作業を行います。

② 今後の取り組み

区分	役割
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会長交代後の除雪体制の維持の浸透 ・ 自治会長と民生委員の連携による除雪支援対象者の把握
関係団体・機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助け合い除雪対象者の情報収集、自治会長との連携（民生委員） ・ シルバー人材センターの除雪事業の継続実施（有料）
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「助け合い除雪助成事業」の申請簡素化など、制度の見直しを検討する。 ・ 除雪機の貸出可能台数や配置場所の見直しで利便性強化 ・ 「くらしの便利帳^{※1}」作成を継続し、除雪が必要な高齢者が支援を受けられる体制づくり ・ 高齢者生活ホーム「はらぐち荘」の冬期利用等による除雪必要箇所の削減を検討

※1 くらしの便利帳

・・・高齢者支援のニーズと地域資源をみえる貸した一覧表。

7) 避難行動要支援者

① 現状と課題

- 災害時に、自力では迅速な避難行動が困難なため、支援を希望する高齢者等を登載した「避難行動要支援者名簿」を毎年更新し、該当の自治会長、民生委員、関係団体へ配布しています。引続き自治会長や民生委員による登録の勧奨が必要です。
- 近年の身近な豪雨災害により防災への意識は上昇し、組織作りに取り組まれている自主防災組織もあるが地域で差があります。行政、消防、自治会が一体となり、地域に対応した防災マニュアル作成を検討し、要支援者の支援も含めた地域での避難訓練、体制の整備等の備えが必要です。
- 高齢化により支援する者が減少し、支援者登録をするのに不安を感じる方も少なくありません。災害時の早期避難ができるように、町の防災計画の周知、防災に関する研修や個別避難計画の作成に向けた研修を通じて啓発をしていく必要があります。

② 今後の取り組み

区分	役割
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者支援システム^{※3}登録の勧奨 ・ 自治会での避難訓練の実施や自主防災組織としての活動 ・ 日ごろからの防災用品、避難所、避難経路等の確認 ・ 災害時、緊急時の要配慮者の把握及び個別避難計画作成協力 ・ 災害時等緊急時の安否確認、声掛けや避難支援、協力
関係団体・機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者支援システムへの登録の勧奨、支援（民生委員） ・ 避難所、避難経路等の確認 ・ 災害時、緊急時の要配慮者の把握 ・ 災害時等緊急時の安否確認、避難支援、協力 ・ 事業所での避難訓練状況の公開

※3 避難行動要支援者支援システム

・・・災害等の緊急時における要配慮者への迅速・確実な情報伝達や避難体制の整備を目的に、要配慮者の基本情報を住宅地図データベースやハザードマップなどと突合させるシステム

要配慮者・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など災害時において特に配慮を要する人

要支援者・・・災害が発生、または発生する恐れのある場合に、自ら非難することが困難なため、円滑かつ迅速な避難確保などの支援を要する人

行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者支援事業の充実 ・ 個別避難計画作成を主導 ・ 避難所の周知や災害時の備え等防災意識を高めるための広報等による啓発、地域防災計画の周知、防災研修の実施 ・ 要配慮者を対象とした福祉避難所の活用 ・ 避難所の一部が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に存在するため、安全な避難所の確保と避難行動の確認を行う。 ・ 迅速で的確な防災情報を発信するため、伝達手段の多重化・多様化を図る。 ・ 自主防災組織に対する住民の関心を高めるため、消防本部、関係団体等と協力して啓発活動の実施と組織の活動を支援
----	--

8) 生活困窮状態にある高齢者への支援

① 現状と課題

- 「生活困窮」は経済的に困窮している状態のみを指すものではなく、社会的孤立など様々な社会的排除状態を含むものと捉えられています。
- 発見した段階で、専門機関へつないでいくことが必要です。
- 町では、平成27年度から生活困窮者の支援窓口を設置して相談に応じています。
- 町から社会福祉協議会に委託し、家計改善の支援を行っています。
- 自治会に未加入の方など周囲と交流のない方は、関わるきっかけが少なく、支援が行き届いていない状況です。
- 経済的に困窮状態にある人をいかに把握するかが課題です。

② 今後の取り組み

区分	役 割
地域	・ 対象者の早期発見、専門機関への情報提供、繋ぎ
関係団体・機関	・ 社協、民生委員等による対象者の早期発見、制度の情報提供
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町広報や告知放送等による相談窓口の周知の徹底 ・ 庁舎内の関係課の連携による対象者への適切な支援

(2) 生活支援体制整備事業

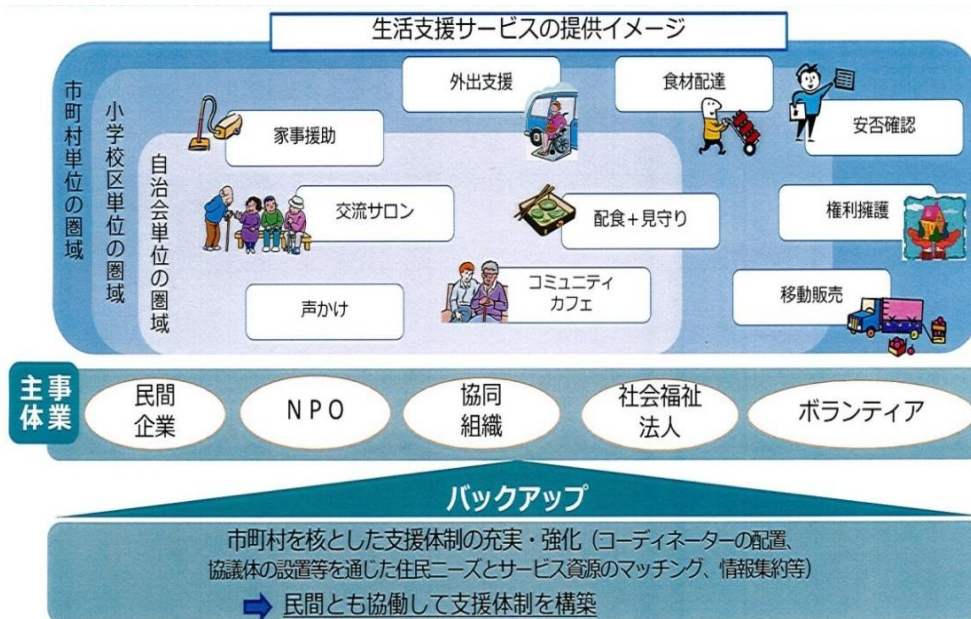
① 生活支援体制整備事業とは

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地区組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行きます。

本町では、1名の生活支援コーディネーターが仁多横田両圏域で活動し、小さな拠点づくり活動を行っている地区については小さな拠点づくり委員会と連携しながら地域資源の開発やネットワークの構築に向けた取り組みを行っています。

【多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供】

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による生活支援体制の構築



② 支援体制整備事業の今後の取り組み

【雲南地域第8期介護保険計画より】

ア) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

協議体と連携しながら生活支援サービス、サロン等の提供体制の構築に努めます。

また、役割がある形で高齢者の社会参加を促進するための人材として、就労的活動支援コーディネーターの配置も検討していきます。

(令和3～5年度)

単 位	人数	配置の考え方
第1層 ^{※1}	1	奥出雲町全域
第2層 ^{※2}	9	公民館単位

イ) 協議体の設置

生活支援等サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターと生活支援サービスの提供主体等が参画できるような既存の会議等を活用し、情報の共有・連携・強化を推進します。

(令和3～5年度)

単 位	協議体数
第1層 (ヶ所)	1
第2層 (ヶ所)	9

※1 第1層 …… 町全体で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出、養成・活動する場の確保）を中心に行う。

※2 第2層 …… 各地区で第1層の機能の下で具体的な活動を展開する。

2 高齢者の住居の確保

(1) 高齢者の住環境の現状と課題

本町の高齢者世帯は、1, 859世帯（令和4年4月現在）で全体の世帯数の39.1%を占め、その内一人暮らしの世帯が856世帯あり、前回計画策定時の758世帯から約100世帯増加しています。後継者のいない世帯では家屋も老朽化し、住環境の維持も難しい状況です。

また、元気な時には想像できなかった孤独感や孤立感、また、身体機能の低下により、住み慣れた自宅での日常生活を維持することが困難となりつつあるのが実態です。令和3年度に行った「奥出雲町高齢者の介護予防の仕組みづくりに関する調査」によると、身体機能的には自立していても、日常的な草刈りや冬期間の雪かきなど自宅での生活に不安を感じる高齢者が少なくないことが分かりました。

高齢者が地域で安全に安心した生活を送るためには、生活の基盤となる安全な住宅の整備と確保が必要であり、引き続き関係機関との連携を強化しながら実態把握に務め、基盤整備を適切に進めるよう検討していきます。また、支援する立場の側からは、見守り、介護、医療の提供や冬期間の除雪の効率化の観点から、高齢者の集合住宅を整備してはという意見もあります。

(2) 介護保険対象外施設

1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、家庭環境及び経済的理由により、居宅での生活が困難な方が入所する施設です。原則65歳以上の高齢者で、入居者は自立した生活を営みながら、社会的活動に参加するために必要な指導や支援を受けられます。

町内には玉峰苑（定員50名）があり、特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けているため、介護の必要な入所者は特定施設入居者生活介護サービスを受けながら生活することができます。

2) 高齢者生活ホーム

高齢者生活ホームは、在宅での生活に不安や問題を抱えている高齢者のうち要介護、要支援の認定を受けていない方を対象とした町独自の施設です。特に冬期間の積雪等のため、在宅で生活することに不安のある方に対し一定期間住居を提供し、支援員による見守りを受けながら、安心して生活を送ることができます。

町内には稲原地内にある、はらぐち荘（定員5名）において、一定期間居住することができます。孤独感の解消や積雪による冬期間の生活への不安感の解消など、引き続き高齢者が安心した生活が送れるよう支援します。

(3) 高齢者の住まいの整備

要介護・要支援認定の高齢者や障がい者が暮らしやすいよう住宅改修の相談支援を継続します。

(4) 今後の取り組み

区分	役割
地域	<ul style="list-style-type: none">・自治会と民生委員が協力し、住環境に困っている方の実態を調査、把握・各種支援に繋げるよう、関係団体・機関、行政と連携
関係団体・機関	<ul style="list-style-type: none">・養護老人ホーム、高齢者生活ホームの維持、支援、充実への関係機関との連携・協力
行政	<ul style="list-style-type: none">・養護老人ホーム、高齢者生活ホームの維持、支援、充実・高齢者住宅への転用等空き家住宅や未活用施設の利用を検討



3 高齢者の社会参加への支援

(1) 現状と課題

人口減少や少子高齢化が一層深刻化し、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が年々増加している中で、本町の高齢者のおよそ81.6%は介護・介助は必要ないという高齢者です。

しかし、高齢期における家庭内の役割や社会的役割の喪失は高齢者の存在感や生きがい感の喪失にもつながり、精神的機能の低下から身体的機能も低下すると言われています。

令和元年度実施した雲南地域日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、全体のおよそ54.9%の高齢者が「生きがいがある」と答えており、前回の調査より、およそ10.7ポイント減となっていることから、高齢者の生きがい対策への取り組みが課題となっています。

また、本町では、地域づくりへの参加について「是非参加したい」「参加しても良い」と答えた高齢者がおよそ22.3%であることから、引き続き、高齢者の豊富な経験から得られた技術や知識が活かせる場や交流の場の確保に努める必要があります。

令和4年4月1日現在でシルバー人材センターに登録している高齢者は225名で微増傾向にありますが、老人クラブの加入率は18.2%で年々減少しています。会員の高齢化や団塊世代の未加入によるリーダーの後継者不足、退職年齢の引き上げなど社会環境の変化による高齢者の役割の変化や、クラブの魅力の低下など様々な理由が考えられます。高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実・健康増進を推進していくためにシルバー人材センター等での業務メニューの見直しや老人クラブの必要性を再確認し、高齢者の意見を尊重しながら、引き続き新規会員の加入を促すことが求められます。また、「老人クラブ」という名称も含め、組織のイメージを変えることも考える必要があるという意見もあります。

◆交流の場の状況（令和4年12月末現在）

- ・フレイル予防塾 各地区1か所
- ・男の生涯現役道場 町内1か所
- ・通いの場・サロン（体操グループ等含む）

地 区	布勢	三成	亀嵩	阿井	三沢	鳥上	横田	八川	馬木	合計
箇所数	4	5	6	7	7	8	11	9	6	63

・老人クラブ

地 区	布勢	三成	亀嵩	阿井	三沢	鳥上	横田	八川	馬木	合計
箇所数	3	0	5	9	3	1	6	1	1	29

※三成地区は、令和5年4月に1団体が結成される予定

- ・ボランティアグループ
36団体（本の読み聞かせ、高齢者サロン、傾聴、配食サービス等）

(2) 今後の取り組み

区分	役割
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の実態に合った社会参加の呼びかけ ・地域で高齢者が集える場所づくりの検討
関係団体・機関	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブの会員数の現状維持 ・シルバー人材センターや老人クラブでの活動の戦略的な広報活動 ・名称変更等、入会しやすい組織づくりの検討 ・新規会員募集での各種講習会の開催 ・高齢者の社会参加を促す会合の開催や情報発信の強化 ・交流の場への交通手段の検討
行政	<p><u>生きがい対策の充実に向けて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の意見を尊重しながら、老人クラブ加入率が向上するよう支援 ・シルバー人材センターへの支援を継続し、会員募集や新クラブ開設のPR等のサポートを行い登録者数の増加に向けての支援 ・高齢者の知識や経験を地域福祉の推進に活かすための老人クラブ助成事業による地域活動支援 ・ボランティアセンター助成事業を継続し、高齢者の社会参加や就労の場の確保への支援 ・公民館を中心に福祉振興協議会や振興会の地域福祉活動への積極的な参加の勧奨 ・公民館活動で行われる生涯学習の充実のための情報提供等支援 ・幼児と高齢者の地域でのふれあいや交流への継続支援 ・高齢者が参加しやすい新たなサービスや、現在の支援を継続するための方法について検討する。

第5章 計画の推進について

1 情報提供

(1) 広報活動の推進

介護保険制度や高齢者福祉に関する情報を町民に広く的確に伝達できるよう広報やパンフレット、ホームページ、ケーブルテレビなどを通して提供するほか、各地域や自治会などでの講演会や健康教室等様々な場を利用して広報活動を行います。

(2) 情報提供体制の充実

地域包括支援センターを中核とし、関係機関と連携を図り、介護保険事業や高齢者福祉に関する情報の一元化を図ります。介護予防、生活支援、介護サービス、福祉サービスなど高齢者の方にわかりやすく情報提供できる体制を整えます。

(3) 個人情報の保護

個人情報保護条例に基づき、システムのセキュリティ対策や職員の適切な情報管理の徹底を図るとともに、必要なデータの的確な管理を行います。

2 連携体制の強化

(1) 役場庁舎内の連携強化

本計画にかかる事業は、介護予防や交通対策、住宅対策、環境衛生など高齢者の生活支援に関わることから、福祉部署はもとより町行政の関係部署との連携を強化し、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 関係機関との連携強化

地域包括ケアシステムの構築では、介護だけでなく高齢者の生活全体を支援することになります。医療機関、社会福祉協議会、サービス提供事業者、関係団体、地区組織などと連携を図り、多様なニーズに対応した高齢者施策を推進します。

3 計画策定後の評価、点検体制

各年度において計画の進捗状況を把握するとともに、P D C A 監理^{※1}を行い、計画の目標が達成できるように、地域福祉に携わる団体等で組織する協議会の場で点検評価を実施します。



※1 P D C A 監理

・・・業務改善の手段。Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Act（見直し）の段階を繰り返すことで、継続的な改善を図る。

資料編

奥出雲町老人福祉計画策定委員名簿

職 名	氏 名	所 属 等
委員長	岩 佐 俊 秀	自治会長会連合会、横田地区振興会 会長
副委員長	山 本 勝 昭	有識者(奥出雲町民生児童委員協議会 前会長)
委 員	石 原 一 志	布勢地区福祉振興協議会 会長
委 員	内 田 吉 彦	三成地区福祉振興協議会 会長
委 員	岩 田 年 之	亀嵩地区福祉振興協議会 会長
委 員	西 村 昇	阿井地区福祉振興協議会 会長
委 員	大 坂 茂	三沢地区福祉振興協議会 会長
委 員	佐 藤 進	鳥上地区振興会 会長
委 員	景 山 明	八川地区振興会 会長
委 員	阿 部 泰 夫	馬木地区振興会 会長
委 員	飛 田 忠	奥出雲町老人クラブ連合会 会長
委 員	長谷川 正	奥出雲町商工会 事務局長
委 員	安 部 茂 寿	奥出雲町公民館連絡協議会 会長
委 員	石 原 敬 士	奥出雲町シルバー人材センター 事務局長
委 員	長谷川 公 子	ボランティア団体「にこにこポット」代表
委 員	勝 部 祐 吉	奥出雲交通(株) 部長
委 員	石 田 正 博	仁多ショッピングセンター 代表理事
委 員	梅 木 崇	協同組合横田ショッピングセンター 事務局長
委 員	田 食 喜美子	奥出雲町社会福祉協議会 事務局長
委 員	稲 田 やよい	奥出雲町地域包括支援センター 生活支援コーディネーター

(所属等は令和5年3月時点)

○奥出雲町老人福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年10月1日

告示第112号

改正 平成27年3月27日告示第65号

令和2年3月19日告示第26号

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づき、奥出雲町老人福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、奥出雲町老人福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画における調査及び研究に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、町民、関係団体等の代表者及びその他の老人福祉の推進に関し必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定終了時までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴く

ことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第65号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年告示第26号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。